

「Q&A FinTechがよくわかる講座」 追補確認資料

本冊子は、FinTechに関連して、平成28年に改正された銀行法、資金決済法および犯罪収益移転防止法、平成29年に改正された銀行法や金融商品取引法など、テキスト刊行後平成29年7月31日までの間における法令の改正等の内容をまとめたものです。なお、本文中で「改正〇〇法」との表記で引用している条文は、改正法施行後の各法令の条文を引用するものです。

テキストで紹介した法改正の施行状況

テキストで紹介したFinTech関連の法改正について、テキスト刊行後の施行状況を紹介します。

1 平成28年改正銀行法の施行（Q3に関連）

平成28年に成立した銀行法等の改正法（テキストでは「FinTech改正法」と表記しています）については、関連する政省令のパブリックコメントが実施され（結果公表は平成29年3月24日）、平成29年4月1日より施行されています。

このうち、FinTechとの関係で特に注目されていた「個別認可制のもとでの出資制限の緩和」に関しては、認可基準として、以下の内容が示されています（平成28年改正銀行法施行規則17条の5の2第2項）。

- ① 当該申請をした銀行（以下この項において「申請銀行」という）の資本金の額が当該申請に係る銀行業高度化等会社（出資対象の会社を意味します）の議決権を取得し、または保有するに足りる十分な額であること。
- ② 当該申請に係る銀行業高度化等会社に対する出資が全額毀損した場合であっても、申請銀行およびその子会社等（当該認可により子会社等となる会社を除く）の財産および損益の状況が良好であることが見込まれること。
- ③ 申請銀行の最近における業務、財産および損益の状況が良好であること。
- ④ 当該申請の時ににおいて申請銀行およびその子会社等の収支が良好であり、かつ、申請銀行またはその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得または保有した後も良好に推移することが見込まれること。
- ⑤ 当該認可に係る銀行業高度化等会社がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。
- ⑥ 申請銀行またはその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、または保有することにより、申請銀行の営む銀行業の高度化または申請銀行の利用者の利便の向上に資すると見込まれること。
- ⑦ 申請銀行の業務の状況に照らし、申請銀行またはその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得し、または保有した後も、申請銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。
- ⑧ 申請銀行または当該認可に係る銀行業高度化等会社の顧客に対し、申請銀行の銀行としての取引上の優越的地位または当該銀行業高度化等会社の業務における取引上の優越的地位を不当に利用して、申請銀行の業務に係る取引の条件もしくは実施または当該銀行業高度化等会社の業務に係る取引の条件もしくは実施について不利益を与える行為が行われる著しいおそれがないと認められること。
- ⑨ 申請銀行または当該認可に係る銀行業高度化等会社が行う取引に伴い、申請銀行または当該銀行業高度化等会社が行う業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがないと認められること。

例えば、FinTech業務に関連する要件としては、前記の⑤および⑥のような認可基準が定められており、今後の個別認可制の運用に際し、どのような業務内容を記載して申請を行うかが論点になるものと思われます。

なお、銀行持株会社が出資を実施する際の認可基準の内容についても、上記の銀行単体の場合と基本的には類似しています（平成28年改正銀行法施行規則34条の19の2第2項参照）。もっとも、銀行について定められている「当該申請をした銀行の資本金の額が当該申請に係る銀行業高度化等会社の議決権を取得し、または保有するに足りる十分な額であること」や「申請銀行の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること」といった認可基準は設けられていないものと考えられ、具体的な運用に差異が生じるかどうか注目されます。

2 平成28年改正資金決済法および犯罪収益移転防止法の施行（Q9、20関連）

平成28年に成立した改正法による資金決済法および犯罪収益移転防止法の改正についても、前記の銀行法と同様に、政省令および金融庁事務ガイドラインのパブリックコメントが実施され（結果公表は平成29年3月24日）、平成29年4月1日より施行されました。ただし、仮想通貨交換業者の登録制に関しては、施行の際に現に仮想通貨交換業を行っている事業者について、施行日から起算して6カ月間、登録拒否等の処分を受けない限り、仮想通貨交換業を行うことができる（この間に登録申請を行った場合は、登録または登録拒否が行われるまでの間も、同様）とする経過措置が設けられています。

政省令および金融庁事務ガイドラインの公表により、業務に関する規制の具体的な内容が明らかとなりましたので、各事業者は、これらに従った態勢を整えているところです。

例えば、利用者の金銭・仮想通貨と事業者自らの金銭または仮想通貨との分別管理（改正資金決済法63条の11）の具体的な方法は、以下のとおりとされました（仮想通貨交換業者に関する内閣府令20条、金融庁事務ガイドライン「16 仮想通貨交換業者関係」II-2-2-2-2）。

<社内規則に従った区分>

- ・分別管理に係る社内規則に、金銭・仮想通貨それぞれについて、分別管理の執行方法を具体的に定め、利用者との契約に反映する。
- ・自己の固有財産と利用者財産とを、上記の執行方法に基づいて明確に区分し、かつ、個々の利用者の持分について、直ちに判別できることとする。また、その遵守状況について適切に検証する。
- ・（第三者に委託する場合）委託先が上記の事項を遵守していることを確認する。

<利用者の仮想通貨の管理>

- ・仮想通貨交換業者が管理する帳簿上の利用者財産の残高と、ブロックチェーン等のネットワーク上の利用者財産の有高を毎営業日照合する。
- ・照合した結果、利用者財産の有高が帳簿上の利用者財産の残高に満たない場合には、原因の分析を行った上、速やかに当該不足額を解消する。
- ・自社の仮想通貨を管理・処分するために必要な暗号鍵等と、利用者の仮想通貨を管理・処分するために必要な暗号鍵等の保管場所を明確に区分して保管する（例えば、暗号鍵等を保管

するためのコンピュータやUSBメモリー等を明確に区分する)。

- ・利用者の仮想通貨について、利用者の利便性等を損なわない範囲で、可能な限り、仮想通貨を管理・処分するために必要な暗号鍵等をインターネット等の外部のネットワークに接続されていない環境で管理する。
- ・(第三者に委託する場合) 委託先が上記の事項を遵守していることを確認する。

<利用者の金銭の管理>

- ・仮想通貨交換業者が管理する帳簿上の利用者財産の残高と、利用者財産を分別管理している銀行等の口座残高を毎営業日照合する。また、照合した結果、銀行等の口座残高が帳簿上の利用者財産の残高に満たない場合には、原因の分析を行った上、速やかに当該不足額を解消する。
- ・(上記の方法によらない場合) 法定の要件を満たす利用者区分管理信託に係る契約に基づいて管理する。

また、犯罪収益移転防止法に従った取引時確認を要する特定取引は、以下のとおりとされました(改正犯罪収益移転防止法施行令7条1項1号ヨ、タ、レ)。仮想通貨交換業者には、これらの場面における取引時確認の実施を中心とした同法遵守のための態勢整備も求められています。

- ・仮想通貨の交換等を継続的にもしくは反復して行うことまたは仮想通貨の交換等に関して利用者の金銭もしくは仮想通貨の管理を行うことを内容とする契約の締結
- ・200万円を超える仮想通貨の交換等
- ・管理する(顧客の)仮想通貨を顧客の依頼に基づいて移転させる行為であって、その額が10万円を超える取引

平成29年7月にはビットコインのフォーク(ブロックチェーンの分岐)の発生に伴う一時的な取引停止が生まれましたが、仮想通貨の流通は引き続き活発に行われているようです。

登録制導入後も、各仮想通貨交換業者や認定資金決済事業者協会の動向に注目していくとよいでしょう。

FinTechサービスに関する法改正

テキスト刊行後もFinTechをめぐる法改正の動きが継続し、様々な法律の改正等が行われています。以下では、平成28年の臨時国会および平成29年の通常国会で成立した改正法のうち、FinTechサービスに関係するものを紹介します。

1 銀行法等の改正(Q13、24関連)

平成29年の通常国会において、銀行法の改正法が成立しました(成立日は平成29年5月26日)。なお、同改正により、銀行以外の金融機関に関連する法律も改正されていますが、基本的には銀行法と類似の趣旨の改正ですので、本稿では代表例として銀行法の改正内容について紹介します。

同改正の内容で重要なものとしては、

- ・電子決済等代行業者の登録制度の導入
- ・電子決済等代行業者の金融機関との契約締結等のルール
- ・金融機関と電子決済等代行業者との連携および協働
- ・オープンAPI導入に係る努力義務

といった項目があります。

これらの制度が導入されることにより、いわゆるPFM事業者は電子決済等代行業者としての登録を取得することが基本的には必要となります。また、PFM事業者以外にも、銀行と提携してサービスを提供している様々な事業者が電子決済等代行業者としての登録を求められる可能性も否定できません。他方、銀行としては、電子決済等代行業者と所要の契約を締結したうえでAPIの開放に向けて一定の対応を求められることとなります。以上からすれば、平成29年の銀行法の改正は、金融機関およびFinTech事業者の双方にとって重要な内容を含むものといえます。

ここで、「電子決済等代行業」の定義は、「次に掲げる行為（第一号に規定する預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う同号に掲げる行為その他の利用者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして内閣府令で定める行為を除く。）のいずれかを行う営業をいう」ものとされており（平成29年改正銀行法2条17項）、具体的には、

- ① 銀行に預金の口座を開設している預金者の委託（2以上の段階にわたる委託を含む）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことの当該銀行に対する指図（当該指図の内容のみを含む）の伝達（当該指図の内容のみの伝達にあっては、内閣府令で定める方法によるものに限る）を受け、これを当該銀行に対して伝達すること。
- ② 銀行に預金または定期積金等の口座を開設している預金者等の委託（2以上の段階にわたる委託を含む）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該銀行から当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者等に提供すること（他の者を介する方法により提供することおよび当該情報を加工した情報を提供することを含む）。

と規定されています。今後、「電子決済等代行業」の具体的な範囲をめぐる議論が進展することが想定されます。

平成29年改正銀行法の施行に向けたスケジュールとしては、公布日（平成29年6月2日）から1年を超えない範囲で施行されることが予定されており、金融機関およびFinTech事業者の双方に大きな影響の生じる可能性のある直近のトピックとして注目すべきものと思われます。なお、関連する内閣府令として、「銀行の電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する内閣府令」等のパブリックコメントがすでに実施されており（結果公表は平成29年6月27日）、今後、電子決済等代行業の詳細を定める政省令の公表など、改正法の施行に向けた検討がさらに進むものと予想されます。

2 金融商品取引法の改正（Q22関連）

平成29年の通常国会において、金融商品取引法の改正法が成立しました（成立日は平成29年5月17日）。

同改正により、取引所グループの業務範囲の柔軟化、上場会社による公平な情報開示に係るルール（フェア・ディスクロージャー・ルール）の導入などが行われますが、FinTechとの関係で注目されるのは、株式等の高速取引（HFT）への対応です。

一般の改正により、高速取引を行おうとする者（高速取引行為者）について、登録制が導入されました。

金融商品取引業者でない投資家が行う高速取引については、これまで金融庁による調査・監督権限が及びませんでした。今般の改正により、高速取引を行う者を金融庁が直接に調査・監督できるようにすることを意図しています。

高速取引行為者は、内閣総理大臣の登録を受ける必要が生じるほか、新たに導入された以下のルールに従った対応が求められます。

<体制整備・リスク管理に係る措置>

- ・取引システムの適正な管理・運営
- ・適切な業務運営体制・財産的基礎の確保
- ・（外国法人の場合）国内における代表者または代理人の設置

<当局に対する情報提供等に係る措置>

- ・高速取引を行うこと・取引戦略の届出
- ・取引記録の作成・保存
- ・当局による報告徴求・検査・業務改善命令等

適切な業務運営体制として求められる措置の具体的内容は、今後制定される政省令において定められますが、例えば、取引システムが十分な処理能力を備えていること、取引システムのテストやモニタリングを行うこと、誤発注を防止するための措置を講じること、これらを担保するための人的構成の確保（高速取引を行うに必要な知識等を有する者の確保、法令遵守のための責任者の設置）などが想定されています。

前記の金融商品取引法の改正は、公布日（平成29年5月24日）から1年を超えない範囲で施行されることが予定されています。

今後、高速取引行為者に求められる適切な業務運営体制の詳細を定める政省令の公表など、改正法の施行に向けたルールの公表等が行われるものと予想されます。

3 割賦販売法の改正（Q21関連）

平成28年の臨時国会において、割賦販売法の改正も成立しています（成立日は平成28年12月2日）。

同改正の内容で重要なものとしては、

- ・クレジットカード番号等の取扱いを認める契約を締結する事業者に登録制度を設け、その契約を締結した販売業者に対する調査および調査結果に基づいた必要な措置を行うこと等を義務付けること
- ・十分な体制を有するFinTech企業もこの登録を受け、法的位置付けを獲得することを可能とすること

といった項目があります。

これらの制度が導入されることにより、ドングル決済や決済代行に関するサービスを提供する事業者においても、割賦販売法の登録の要否を検討することが求められることとなります。

前記の割賦販売法の改正は、公布日（平成28年12月9日）から1年6か月を超えない範囲で施行されることが予定されており、決済代行やクレジットカードに関するビジネスに大きな影響の生じる可能性のある直近のトピックとして注目すべきものと思われます。なお、同改正に関連するものとして、「クレジットカード加盟店契約に関するガイドライン」が平成29年7月3日に先行して公表されており、今後、政省令の公表など、改正法の施行に向けた検討がさらに進むものと予想されます。

「Q&A FinTechがよくわかる講座」追補確認資料
平成29年9月19日 株式会社きんざい 発行
〒160-8520 東京都新宿区南元町19
禁無断転載